宮城県多面的機能支払推進協議会事務処理規程

平成19年4月6日制定

(目的)

第1条 この規程は、宮城県多面的機能支払推進協議会(以下「推進協議会」という。) における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会に次のとおり事務責任者を置き、事務処理を行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織責任者)

- 一 多面的機能支払推進交付金に係る事務 宮城県土地改良事業団体連合会 総務部長
- 2 前項の事務責任者は、宮城県多面的機能支払推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は宮城県多面 的機能支払推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号)、日本型直接支払推進 交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号)、宮城県多面的機能支払 推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会 長が定める。

附 則

- この規程は、平成19年4月6日から施行する。 附 則(平成20年8月29日改正)
- この規程は、平成20年8月29日から施行する。 附 則 (平成22年3月25日改正)
- この規程は、平成22年3月25日から施行する。附 則(平成23年5月31日改正)
- この規程は、平成23年5月31日から施行する。 附 則 (平成24年1月17日改正)
- この規程は、平成24年1月17日から施行する。附 則(平成24年5月30日改正)
- この規程は、平成24年5月30日から施行する。 附 則(平成25年5月31日改正)
- この規程は、平成25年5月31日から施行する。 附 則 (平成26年3月27日改正)
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年3月24日改正)
- この規程は、平成27年4月10日から施行する。

附 則(平成27年5月26日改正)

- この規程は、平成27年6月1日から施行する。 附則(平成28年5月25日改正)
- この規程は、平成28年5月25日から施行する。附則(平成29年5月30日改正)
- この規程は、平成29年6月1日から施行する。